

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標																															
I 現状																															
(1)地域の災害リスク																															
【洪水:ハザードマップ】 当町のハザードマップ（50年に1回程度起ころる大雨を想定）によると、当所が立地する本町地区をはじめ、旧有田地区では被害が想定されている区域はほとんどない。 しかし、旧西有田地区を流れる有田川流域において、最大で3mの浸水が予想される区域が多く存在しており、商工業者が多い蔵宿区、立部区、大木宿区等も含まれている。																															
【土砂災害:ハザードマップ】 当町のハザードマップによると、旧有田町の多くの地区が急傾斜地崩壊危険区域となつており、この中には、観光資源である伝統的建造物や陶磁器販売業者が集まる「内山地区」、窯元が集まる黒牟田応法地区も含まれている。																															
【地震:J-SHIS】 地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱の地震が今後50年間で10%程度の確率で発生するといわれており、想定される区域は、有田町内全域に及ぶ。																															
(2)商工業者の状況																															
・商工業者数 1,265人 ・小規模事業者数 1,205人																															
<table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>商工業者数</th><th>小規模事業者数</th><th>備考（事業所の立地状況等）</th></tr></thead><tbody><tr><td>建設業</td><td>83</td><td>79</td><td>域内に広く分散</td></tr><tr><td>製造業</td><td>292</td><td>278</td><td>製造業のうち陶磁器製造業について、黒牟田応法地区に多くの事業所が集中している。</td></tr><tr><td>卸売業・小売業</td><td>449</td><td>428</td><td>卸・小売業のうち陶磁器販売業について、泉山地区～岩谷川内地区（内山地区）に多くの事業所が集中している。</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>286</td><td>272</td><td>域内に広く分散</td></tr><tr><td>その他</td><td>155</td><td>148</td><td>域内に広く分散</td></tr><tr><td></td><td>1,265</td><td>1,205</td><td></td></tr></tbody></table>				業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	建設業	83	79	域内に広く分散	製造業	292	278	製造業のうち陶磁器製造業について、黒牟田応法地区に多くの事業所が集中している。	卸売業・小売業	449	428	卸・小売業のうち陶磁器販売業について、泉山地区～岩谷川内地区（内山地区）に多くの事業所が集中している。	サービス業	286	272	域内に広く分散	その他	155	148	域内に広く分散		1,265	1,205	
業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）																												
建設業	83	79	域内に広く分散																												
製造業	292	278	製造業のうち陶磁器製造業について、黒牟田応法地区に多くの事業所が集中している。																												
卸売業・小売業	449	428	卸・小売業のうち陶磁器販売業について、泉山地区～岩谷川内地区（内山地区）に多くの事業所が集中している。																												
サービス業	286	272	域内に広く分散																												
その他	155	148	域内に広く分散																												
	1,265	1,205																													
(3)これまでの取り組み																															
(1) 当町の取り組み																															
・防災計画の策定（今年度改訂中） ・自主防災組織（各区）による防災訓練 ・防災備品の備蓄																															
(2) 当所の取り組み																															
・事業者BCPについて、パンフレットによる周知 ・他所開催の事業者BCPセミナーについて周知の協力 ・組織内にBCP担当者を設置、セミナーへ参加させる等スキルアップを図る																															

II 課題

有田商工会議所の BCP については、策定はしたものあくまで机上のモノに過ぎず、実効性の検証は行えていない。また、緊急時の対応を系統立てて実行できるのかどうかも未知数であるため、定期的な訓練の実施及び振り返りによる職員のスキルアップや、組織内での対応推進ノウハウの共有が必要。

一方、単会での対応については、マンパワー含め限界があるので、佐賀県商工会議所連合会や他支援機関との協力体制の整備が必要である。

III 目標

- ・職員による防災訓練を年1回実施。
- ・有田商工会議所の BCP について、年2回の部内ミーティングを実施し、災害時における復興支援がスムーズに行われるよう、職員のスキルアップ等、支援体制の整備に努める。
- ・管内事業者に対する巡回指導の際、BCP の必要性を周知する。
- ・巡回指導時、損害保険等の加入状況をヒアリングし、加入の検討や必要に応じて損保会社へのリレーなどの支援を実施する。
- ・BCP に関するセミナーを年1回実施する。
- ・有田町との連携協議会を発足、年1回の協議会（情報交換等会議）を実施する。
- ・県内商工会議所をはじめとする、他支援機関との連携体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2)事業継続力強化支援事業の内容

【事前の対策】

①小規模事業者に対する災害リスクの周知及びリスクへの対応支援

- ・巡回指導時に、立地場所の災害リスクを管内小規模事業者とともに確認・共有し、BCP の重要性を説明する。
- ・損害保険等の加入状況を把握し、必要に応じ損保会社と連携してリスクヘッジに努める。
- ・当所のメール会員、FAX会員を利用し、BCP 策定の重要性や策定メリットを紹介。更に有田町と連携し町報への掲載を行いこれらの周知に努める。
- ・管内小規模事業者に対し、事業者 BCP 策定支援（指導・助言・専門家派遣など）の実施。
- ・町と連携して、自主防災組織（各区）が行う防災訓練へ企業単位で参加するよう呼びかける。

②有田商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和元年12月、有田商工会議所では「令和2年 事業継続計画」を作成した。

③関係団体との連携

- ・有田町との連携協議会を発足、年1回の協議会（情報交換会議）を実施する。
- ・有田町と当所間で、有事の際の連絡ルートを確立する。
- ・佐賀県商工会議所連合会を通じ、有事の際の協力体制を確立する。
- ・佐賀県商工会議所連合会や他支援機関との連携体制を構築する。

④フォローアップ

- ・管内小規模事業者の BCP 策定に関し、取り組み状況の確認を行う。
- ・有田町との連携協議会において、状況を確認するとともに、必要に応じてセミナーの開催や専門家派遣等を行い、管内小規模事業者の BCP 策定率の向上に努める。

【発災後の対策】

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に、安否報告ルール（当所BCP参照）に従い、職員の安否確認を行う。

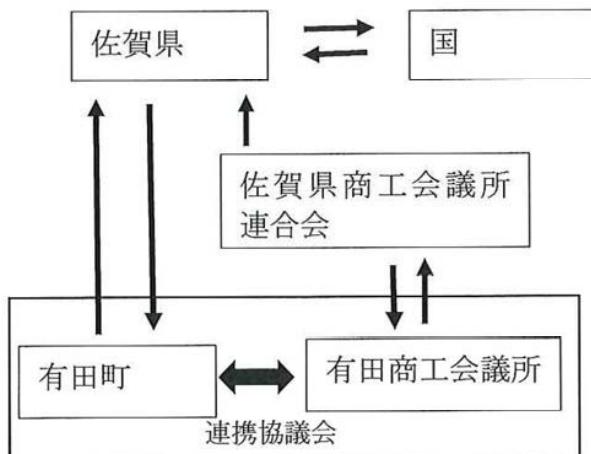
②応急対策の方針決定

- ・被害状況を確認し、当所と有田町で速やかに情報共有する。
- ・当所と有田町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・発災が勤務時間外の場合は、至急参集メンバー（当所BCP参照）により応急対策の方針を協議したのち、有田町との連携に入る。
- ・被害情報共有の為の連絡頻度は以下の通り

発災後～1週間	1日2回（午前、午後各1回）
2週間～4週間	1日1回
1か月以降	週1回

【発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・管内小規模事業者の被害状況の迅速な報告ルートの確立。
- ・指揮命令を円滑に行うための体系の構築。
- ・被害状況の確認、被害の程度、被害額の算定などについて、当所と有田町で統一の基準を設ける。
- ・当所と有田町が把握した情報について、連携協議会で取りまとめる。
- ・佐賀県ほか関係機関への報告。



【応急対策時の管内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口について、連携協議会で協議し必要と認められた場合や、国・県の要請に応じて窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者の被害状況の確認及び、緊急性などによる仕分け。
- ・被災事業者に対する有効な施策の紹介。（メール、FAX、回覧板、町誌などを活用）

【管内小規模事業者に対する復興支援】

- ・佐賀県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定し、速やかに支援体制を整える。
- ・管内事業者に対しては、各々の現状の把握に基づき事業の復旧プランの策定支援を行う。
- ・被災事業者に対する施策について、申請支援など具体的なサポートを行う。
- ・佐賀県商工会議所連合会を通じ、職員の派遣等を依頼する。

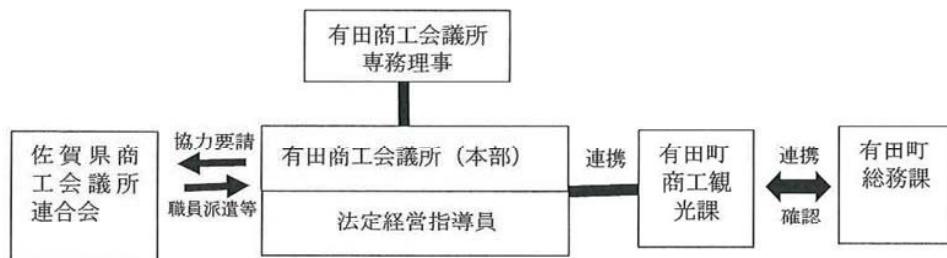
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 2 年 1 月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画、実行
- ・本計画に基づく進捗の確認、フォローアップ、計画のブラッシュアップ（年 1 回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

有田商工会議所

〒844-0018 佐賀県西松浦郡有田町本町丙 954-9

TEL 0955-42-4111 FAX0955-42-4114

E-mail aritacci@aritacci.jp

②関係市町

有田町役場 商工観光課

〒849-4192 佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2202 番地

TEL 0955-46-2111 (代表) FAX0955-46-2100

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	500	450	300	300	300
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	200	200	150	150	150
印刷費	250	200	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項